

農林水産省新型インフルエンザ対応業務継続計画の内容

対策本部の設置

政府の新型インフルエンザ対策本部
(本部長: 内閣総理大臣)

(海外において強毒性新型インフルエンザが発生した場合に設置)

連携

農林水産省新型インフルエンザ対策本部

[政府の新型インフルエンザ対策本部の設置を受けて設置]

国内で発生した場合、業務継続計画の発動を決定

国民生活に直結する業務の重点実施

継続業務 (国民生活を維持するための業務を実施・継続)

新型インフルエンザ対策業務

- (1) 国民、事業者等への情報提供
 - ・報道、ホームページを通じ、農林水産省の対応状況等に関する情報を発信
- (2) 新型インフルエンザのまん延防止
 - ・海外の家畜におけるインフルエンザ発生状況確認
 - ・動物検疫 等
- (3) 国民への食料の安定供給の確保
 - ・食料の需給・価格動向の把握
 - ・食料品の供給確保について食品産業事業者等へ要請
 - ・備蓄の管理・供給 等
- (4) 農林漁業者、事業者等の経営支援
 - ・影響把握
 - ・相談窓口設置
 - ・緊急融資 等

一般継続業務

- ・主要食糧の買入れ・販売に関する業務
 - ・食品安全の危機管理に係る業務
 - ・重要病害虫に対する防除措置の検討・実施
 - ・農業共済事業に係る損害評価審査・再保険金の支払、農業者年金の給付
 - ・災害対策に関する業務
 - ・漁船の安全に係る情報収集・伝達、漁業取締りに関する業務
 - ・農林水産省の業務継続に関するシステム管理
- 等

縮小・中断業務

継続業務以外の以下のような業務は、原則として縮小・中断

- ・一般的な統計の集計、調査
- ・一般的な施策の広報・普及
- ・公益法人の一般的な指導
- ・審議会等の事務局業務
- ・研修・講習等
- ・不要不急な企画立案、連絡調整

等

継続業務に人員を集約
(交代制で業務を実施)

発生時の業務の円滑化

等

上記基準に基づき、各課毎に業務を仕分け、人員体制を定めた業務実施計画を作成 (スプリットチーム制 (班交代制) を導入)

発生時における時差出勤の実施等職員の通勤・勤務方法、特別休暇取得の考え方、入場制限の実施等庁舎管理の徹底